	ダイオキシン類汚染対策緊急措置法案要綱
第 一	目的(第一条関係)
Ţ	この法律は、我が国におけるダイオキシン類の排出の状況及びダイオキシン類により環境が著しく汚染さ
れ て	れている地域における住民の健康に及ぼす影響が懸念されている状況等に対処して緊急かつ総合的に対策
を 講	を講ずる必要があることにかんがみ、ダイオキシン類に係る人の健康に係る摂取量に関する基準等を定め、
ダイ	ダイオキシン類について大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制を行うこととし、並びにダ
イオ	イオキシン類による汚染の著しい地域における特別の対策を講ずること等により、ダイオキシン類による国
民の	民の健康に係る被害の発生を防止し、もって国民の健康を保護することを目的とするものとすること。
第 二	定義 (第二条関係)
_	この法律において「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキ
シン	シン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいうものとすること。
第 三	(第三条から第五条まで関係)
1	国及び地方公共団体は、人の健康に係る被害が未然に防止されるように、ダイオキシン類による環境の

汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、
政府は、人の健康に係る被害の未然防止の観点から、一の基準を踏まえて、ダイオキシン類による大気の
二 環境基準 (第七条関係)
についての基準は、体重一キログラム当たり一ピコグラムとするものとすること。
ダイオキシン類汚染対策の実施により達成されるべき一日に人が摂取するダイオキシン類の量の最大量
一 人の健康に係る摂取量に関する基準
第四(ダイオキシン類汚染対策の基本とすべき基準)
オキシン類汚染対策に協力するように努めるものとすること。
3 国民は、ダイオキシン類の排出が抑制されるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施するダイ
ずるものとすること。
2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の排出を抑制するために必要な措置を講
(以下「ダイオキシン類汚染対策」という。)を、緊急かつ総合的に実施するものとすること。
汚染の防止及びダイオキシン類による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害の防止に関する施策

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めなければならないものとすること。	とすること。
第五 大気及び水質に関する規制等	(第八条関係)
1 ダイオキシン類は、大気汚染防止法第二条第一項第三号に規定する物質とみなして、同法その他の法律	て、同法その他の法律
の規定を適用するものとすること。	
2 ダイオキシン類は、水質汚濁防止法第二条第二項第一号に規定する物質とみなして、同法その他の法律	て、同法その他の法律
の規定を適用するものとすること。	
第六(ダイオキシン類汚染状況調査計画)	
一 ダイオキシン類汚染状況調査計画	(第九条関係)
都道府県知事は、大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌についての調査その他の当該都	の調査その他の当該都
道府県の区域に係るダイオキシン類による汚染の状況に関する調査を総合的かつ計画的に行うため、	回的に行うため、 国の
地方行政機関の長と協議して、ダイオキシン類汚染状況調査計画(以下「調査計画」という。)を作成す	- という。)を作成す
るものとすること。	
二 重点調査計画 ((第十条関係)

その地域に設置されてい達成するものでないこと。	ものとすること。 該地域において重 ないて重	1 調査計画におい
その地域に設置されているダイオキシン類を排出するおそれがある症成するものでないこと。	重点的に行うべき調査の を重点的に行うべき地域 ある場合においては、政	いては、当該都道府県の区
	ものとすること。ものとすること。	域内に次のいずれかに該
ダイオキシン類による汚染の状況に関する大気、水質又は土壌の調査の結果が第四の二の環境基準を	ものとすること。 ものとすること。	調査計画においては、当該都道府県の区域内に次のいずれかに該当するものとして政令で定める要件に
「の二の環境基準	こいう。)を定	政令で定める要件

のとすること。	道府県知事に対し、調査計画において当該地域を重点調査地域として定めるよう要請す	4 市町村長は、当該市町村の区域内に、吉の政令で定める要件に該当する地域があると認めるときは、	及び関係市町村長と協議しなければならないものとすること。	3 都道府県知事は、調査計画において重点調査計画を定めるときは、あらかじめ、国の:	その他必要な事項	る事項	に定めるもののほか、重点調査地域及びこれに係る水域における動植物の汚染の	査に関する事項	重点調査地域及びこれに係る水域において生産され、又は採捕される農林畜水産物	重点調査地域の住民の身体の汚染の状況及び健康の状況の調査に関する事項	事項	重点証査地域におしてタイスキシン类を排出する放記(以下・排出放記」という)の証査に関する
	めるよう要請することができるも	る地域があると認めるときは、都		らかじめ、国の地方行政機関の長			動植物の汚染の状況の調査に関す		る農林畜水産物の汚染の状況の調	する事項		旅記」といい。)の調査に関する

2 国及び地方公共団体は、調査計画に従って調査を実施し、その結果を都道府県知事に送付するものとす
施するものとすること。
1 都道府県知事は、ダイオキシン類による汚染の状況が的確に把握されるように調査計画を定め、及び実
五調査の実施等 (第十四条第一項関係)
2 吉の技術上の指針は、ダイオキシン類による汚染の状況が的確に把握されるよう定めるものとすること。
令で定めるものとすること。
1 調査計画に基づき行う調査の方法に関して従うべき技術上の指針は、総理府令、厚生省令、農林水産省
四 技術上の指針 (第十三条関係)
合には、これを変更することができるものとすること。
調査計画は、重点調査地域又は重点調査計画を定め、又は変更する必要がある場合その他必要がある場
三調査計画の変更 (第十二条関係)
し、意見を述べることができるものとすること。
廣 市町村長は、都道府県知事に対し、当該市町村の区域に係る重点調査計画において定めるべき事項に関

	る に と。	
$\dot{\sim}$	調査結果の公表 (第十五条関係)	
	都道府県知事は、調査計画に基づく調査の結果を公表するものとすること。	
七	立入調査 (第十六条関係)	
	都道府県知事は、ダイオキシン類による汚染に関し、土壌又は二の満の 若しくは に掲げる事項に関す	す
z	る調査計画に基づく調査を行うため必要があるときは、その限度において、その職員に、他人の土地、排出	出
故	施設その他の場所に立ち入り、土壌若又は排出施設若しくは農作物等若しくは農林畜水産物につき、調査さ	さ
++	せ、又は調査のため必要な最少量に限り土壌若しくは農作物等若しくは農林畜水産物を無償で集取させるこ	JI
L	とができるものとすること。	
第 七	七(ダイオキシン類汚染特別対策地域	
—	ダイオキシン類汚染特別対策地域の指定 (第十七条第一項、第三項及び第五項関係)	
1	1 都道府県知事は、第四の二の環境基準を満たさない地域であって、その地域内の土地の土壌若しくはそ	そ
	の地域に係る水域の水底の底質の汚染の除去等又はその地域に居住する住民の健康の管理が必要な政令	Ŷ 令

2 特別 5 対			るものと	等又はた	1 都 道	一 特別対策計画	域を特望	3 市町 村	見を聴い	2 都道 _府	策地域」	で定めっ
		特別対策計画においては、次の事業等のうち必要なものを定めるものとすること。	るものとすること。	等又は住民の健康の管理のための事業等の実施に関する計画(以下「特別対策計画」という。)を定め	都道府県知事は、特別対策地域を指定したときは、	計画	域を特別対策地域として指定するよう要請することができるものとすること。	市町村長は、当該市町村の区域内に、吉の地域があると認める場合に	見を聴かなければならないものとすること。	都道府県知事は、特別対策地域を指定しようとするときは、	策地域」という。)として指定するものとすること。	で定める範囲の地域を、政令で定めるところにより、
	也つこ度つずくナティ	すのうち必要なものを		等の実施に関する計画		(第	安請することができる	吉の地域があると認め	۳رکرر	としようとするときは、	のとすること。	
	夏ニュクセクニセクニ渡つブイナティノ頁ニころらとと永云ノ	定めるものとすること。		1(以下「特別対策計画」	当該特別対策地域において実施すべき汚染の除去	(第十九条第一項、第二項及び	ものとすること。	Ŕ		都道府県環境審議会及び関係市町村長の意		ダイオキシン類汚染特別対策地域(以下「特別対
	くないこころ			という。)を定め	すべき汚染の除去	第二項及び第四項関係)		都道府県知事に対し、当該地)関係市町村長の意		」域(以下「特別対

	ダイオキシン類がたい積している河川その他の水域においてダイオキシン類による汚染を除去し、
	又はこれによる被害の発生を防止するための事業
	住民の健康診断の実施その他の住民の健康の管理に関する事項
_	3 都道府県知事は、特別対策計画を定めようとするときは、都道府県環境審議会及び関係市町村長の意見
	を聴かなければならないものとすること。
—	ニ 特別対策計画の変更 (第二十条第一項関係)
	都道府県知事は、特別対策地域の区域の変更により、又は特別対策地域の区域内のダイオキシン類による
	環境の汚染の状況の変動等が生じたときは、特別対策計画を変更することができるものとすること。
匹	四一費用の負担 (第二十一条関係)
	特別対策地域において実施される特別対策計画に基づく二の満のの及びの事業に要する費用の事業者
	の負担に関しては、公害防止事業費事業者負担法の定めるところによるものとすること。
五	ユ 農林畜産物等に係る措置 (第二十二条関係)
	特別対策地域が指定された場合においては、関係行政機関の長は、当該地域及びこれに係る水域において

必要な配慮をするものとすること。
起因してその事業に影響を受ける農林漁業者等に対し、その事業の経営及び生活の安定が図られるよう
2 告に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、特別対策地域において、ダイオキシン類による汚染に
ができるものとすること。
染の状況その他の事情を考慮して、当該農用地における営農に関し必要となる指導及び助言をすること
1 都道府県知事は、特別対策地域が指定された場合には、当該地域内の農用地のダイオキシン類による汚
七 営農に関する指導及び助言等 (第二十四条関係)
ればならないものとすること。
これを廃棄し、利用し、又は再生利用する場合においては、環境の保全を図る上で必要な措置を講じなけ
特別対策計画に基づく事業により除去した土砂その他のダイオキシン類により汚染された物については、
六 ダイオキシン類汚染物に係る措置 (第二十三条関係)
なる措置を講ずるものとすること。
生産され、又は採捕される農林畜水産物その他これらに係る食品につき、その汚染の状況に応じて必要と

第八 ダイオキシン類汚染対策に係る住民の関与	
一 総量規制地域の指定に係る住民の申出 ((第二十六条関係)
1 住民は、都道府県知事に対し、大気汚染防止法第五条の二第五項の申出をするよう申し出ることができ	よう申し出ることができ
るものとすること。	
2 都道府県知事は、 吉により申出を受けた場合において、 当該申出に係る地域に関し大気汚染防止法第五	関し大気汚染防止法第五
条の二第五項の申出をしないときは、総理府令で定めるところにより、当該申出に	当該申出に係る住民に対し、遅
滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないものとすること。	
二 重点調査地域及び特別対策地域の指定の申出等 ((第二十七条関係)
1 住民は、都道府県知事に対し調査計画において重点調査地域を定めるよう、若しくは特別対策地域を指	しくは特別対策地域を指
定するよう申し出、又は市町村長に対し第六の二の苗若しくは第七の一の德の要請をするよう申し出る	安請をするよう申し出る
ことができるものとすること。	
2 都道府県知事は、吉の規定により申出を受けた場合において、当該申出に係る地域を調査計画において	地域を調査計画において
重点調査地域として定めないとき又は特別対策地域として指定しないときは、総理府令で定めるところ	総理府令で定めるところ

により、当該申出に係る住民に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならないものと
すること。
3 住民は、都道府県知事に対し重点調査計画若しくは特別対策計画において定めるべき事項に関し意見書
を提出し、又は市町村長に対し第六の二の廣若しくは第七の二の德の意見を述べるよう申し出ることが
できるものとすること。
第九 雑則
 ダイオキシン類発生施設等に係る労働者の健康被害の発生の防止等 (第二十八条関係)
国は、ダイオキシン類が発生し又はこれを処理し若しくは処分する施設における業務に従事し、又は従事
したことのある労働者の健康に係る被害の発生の防止その他のその健康管理が図られるよう、法制上の措置
その他の措置を講ずるものとすること。
二 国の助成等 (第二十九条関係)
1 国は、地方公共団体が実施する調査計画に基づく調査及び特別対策地域における特別対策計画に基づく
事業等に関し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

2 国及び地方公共団体は、住民又は住民の組織する団体がダイオキシン類による汚染の状況の調査その他
のダイオキシン類による汚染に関して行う自発的な活動について、個人及び法人の権利利益の保護に配
慮しつつ必要な情報の提供をし、及びその他必要な支援を行うものとすること。
三食品に係る措置 (第三十条関係)
国及び地方公共団体は、食品に関し、そのダイオキシン類による汚染の状況について調査するとともに、
その結果に基づき、第四の一の基準を踏まえて必要となる措置を講ずるものとすること。
四 毒性換算に用いる係数の改定
政府は、ダイオキシン類汚染対策の実施に用いる二・三・七・八 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの
量に換算するための係数については、その策定後においても、引き続き、その毒性を適切に反映すること
を確保する上で必要な研究を行い、必要な改定をするものとすること。
第十 罰則 (第三十三条関係)
必要な罰則を設けるものとすること。

第十一 雑則

四 検討	Ŀ	三 こ	い と 。	環 境	環 境	政	二 総	いて	SIS	こ	一施
 可	この法律は、二の措置が講ぜられるに至ったときは、	この法律の廃止	-	環境全般にわたって、総合的な対策が講ぜられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする	環境基本法第十六条第一項の基準を定めるとともに、その基準の達成等を図るため、大気、水質及び土壌の	政府は、ダイオキシン類に関する科学的知見の充実を図り、その成果に基づき、ダイオキシン類に関する	総合的対策の確立	いて政令で定める日から施行するものとすること。	と。ただし、第六(二の吉の	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとす	施行期日
	が講ぜられる			ロ的な対策が	項の基準を定	頬に関する科		施行するもの		いら起算して	
	に至ったとき			神ぜられるよう	めるとともに	学的知見の充		とすること。	を除く。)の規定は、	ハ月を超えない	
				つ必要な法制	、その基準の	実を図り、そ			定は、公布の	い範囲内にお	
	廃止するものとすること。			上の措置その)達成等を図る	の成果に基づ			公布の日から起算して一月を超えない範囲内にお	いて政令で定	
(附則第	ںدر	(附則)他の措置を講	っため、大気、	っき、 ダイオ+	(附則		て一月を超っ	しめる日から乾	(附則)
(附則第四条関係)		附則第三条関係)		禰ずるものと	水質及び土	ヤシン類に関	(附則第二条関係)		んない範囲内	爬行するもの	附則第一条関係)
				する	壌 の	する			にお	とす	

他の施策を通じて循環社会を形成することにより、ダイオキシン類を排出するおそれがある処分を要する廃

棄物の減量化を図るため、検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

五 その他

その他必要な規定の整備を行うものとすること。